秋田市学校統合準備委員会の設置について

地域ブロック協議会で決定した学校統合の方向性(学校の組合せ)に基づき、学校統合検討委員会において、学校統合の合意が得られたところについては、地域協議の第3段階である学校統合準備委員会を設置し、統合の実施に向けた具体的な準備作業を行う。

1 学校統合準備委員会の概要

(1) 委員会の名称

委員会の名称は、統合準備委員会の前に当該校の名称を付ける。校名の順番は、学校番号順とする。

土崎小、土崎南小学校統合準備委員会

(2) 協議内容

第2段階の学校統合検討委員会で合意した学校統合に向けて、当該校の関係者により、以下の項目について、具体的な検討や準備作業を行う。

- 学校の名称、校章、校歌等の制定(変更が必要となる場合)
- 統合記念式典等の学校行事の実施(式典開催時期・内容等)
- ・通学路の安全確保(危険箇所の調査等)
- ・体育着、名札等の選定(買い換え等が必要となる場合)
- ・廃校舎の利活用(地域からの意見集約等)
- ・その他(伝統文化等の継承、部活動および児童館等、指定学校変更の取扱いなど、統合に伴う諸課題の解決に向けた検討)
- ※統合前の交流事業のほか、統合に伴う学校備品や保存文書の整理・移転については、教育委員会と各学校が連携して行う。

(3) その他

ア 構成メンバー

原則、学校統合検討委員会のメンバーとし、当該校の校長を加える。

- ・地域の代表者 学校統合検討委員会の委員
- ・保護者の代表者 学校統合検討委員会の委員
- ・当該小・中学校の校長 各学校長

イ 任期

- ・委員の任期は、選任された時から、委員会の目的が達成され、解散した時までとする。
- ・改選により委員が交代する場合には、就任期間はそのまま在任し、変更等 がある場合には、その都度、変更届の提出により変更するものとする。